

第7 地区活動（母子保健業務）

1 保健指導・訪問指導

(1) 目的

妊娠、出産、育児に課題を抱える家庭や健康診査未受診児等に対して、訪問、面接、電話により個々の生活環境にあった保健指導を行い、対象者の健康の保持増進と虐待予防に努める。
また、関係機関との連絡調整を行い、必要な支援につなげる。

(2) 対象

ハイリスク妊婦のうち、地区担当による支援が必要な要支援妊婦・特定妊婦、産婦、低出生体重児、新生児、発達・発育に保健指導が必要な児、乳幼児健康診査未受診児、養育者の精神面等に支援が必要な家庭、長期療養児

(3) 実施状況

面接の内訳

(単位：人)

区分		R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度	
		実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
妊産婦	妊婦 (再掲：要対協登録者)	28 (2)	31 (2)	30 (1)	37 (1)	57 (2)	69 (2)
	産婦 (再掲：要対協登録者)	13 (-)	13 (-)	11 (4)	14 (4)	11 (0)	12 (0)
	小計 (再掲：要対協登録者)	41 (2)	44 (2)	41 (5)	51 (5)	68 (2)	81 (2)
乳 児	低体重児 (再掲：新生児)	70 (67)	76 (67)	8 (3)	9 (3)	5 (1)	6 (1)
	新生児	7	8	1	1	6	6
	健診勧奨	—	—	3	3	3	3
	その他	73	82	50	58	93	108
	小計 (再掲：要対協登録者)	150 (3)	166 (3)	62 (10)	71 (13)	107 (11)	123 (13)
幼 児	健診事後	202	226	211	255	121	140
	健診勧奨	4	4	6	6	6	6
	その他	141	151	130	150	143	169
	小計 (再掲：要対協登録者)	347 (5)	381 (8)	347 (13)	411 (13)	270 (24)	315 (33)
児 童		—	—	2	2	1	1
長期療養児 (再掲：要対協登録者)		19 (1)	20 (1)	19 (-)	26 (-)	18 (-)	21 (-)
養育者	精神保健	12	15	1	2	3	3
	その他	4	4	2	2	(-)	(-)
	小計 (再掲：要対協登録者)	16 (2)	19 (2)	3 (-)	4 (-)	3 (1)	3 (1)
総計 (再掲：要対協登録者)		573 (13)	630 (16)	474 (28)	565 (31)	467 (38)	544 (49)

※小計、総計の実人数は項目内の実人数を計上しているため、小項目の合計とは異なる。

訪問指導の内訳

(単位：人)

区分		R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度	
		実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
妊産婦	妊婦 (再掲：要対協登録者)	45 (5)	63 (9)	36 (5)	44 (5)	38 (4)	56 (6)
	産婦 (再掲：要対協登録者)	267 (6)	292 (10)	108 (3)	132 (8)	111 (6)	120 (7)
	小計	312	355	144	176	149	176
乳 児	低体重児 (再掲：新生児)	51 (12)	54 (12)	42 (7)	52 (8)	44 (5)	54 (5)
	新生児	69	74	57	63	43	49
	赤ちゃん訪問事後	-	-	1	1	2	2
	健診勧奨	11	11	20	22	20	26
	その他	299	381	160	240	226	323
	小計 (再掲：要対協登録者)	430 (22)	520 (54)	280 (24)	378 (57)	335 (38)	454 (77)
幼 児	健診事後	62	72	72	93	63	83
	健診勧奨	49	57	39	45	48	65
	その他	115	192	104	211	123	198
	小計 (再掲：要対協登録者)	226 (26)	321 (83)	215 (37)	349 (99)	234 (40)	345 (74)
児 童		—	—	4	4	1	1
長期療養児 (再掲：要対協登録者)		14 (-)	8 (1)	16 (-)	22 (-)	19 (1)	25 (1)
養育者	精神保健	23	28	4	4	2	2
	その他	5	5	2	2	2	2
	小計 (再掲：要対協登録者)	28 (8)	33 (8)	6 (1)	6 (1)	4 (3)	4 (3)
総計 (再掲：要対協登録者)		1, 010 (67)	1, 237 (165)	665 (70)	935 (170)	742 (92)	1, 006 (168)
不在・不明		166	234	86	111	100	140

※小計、総計の実人数は項目内の実人数を計上しているため、小項目の合計とは異なる。

電話相談・コーディネート（関係機関との連絡調整）（単位：人）

区分	電話相談		コーディネート	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
妊 婦 （再掲：要対協登録者）	114 (9)	252 (13)	77 (7)	194 (15)
産 婦 （再掲：要対協登録者）	100 (7)	139 (12)	73 (11)	142 (17)
乳 児 （再掲：要対協登録者）	686 (47)	1,462 (152)	289 (48)	691 (233)
幼 児 （再掲：要対協登録者）	1,684 (59)	2,883 (218)	1,197 (120)	2,032 (266)
児 童	9	10	10	13
長期療養児 （再掲：要対協登録者）	53 (1)	93 (2)	19 (2)	63 (2)
養育者 （再掲：要対協登録者）	21 (5)	35 (6)	11 (3)	15 (5)
総計 （再掲：要対協登録者）	2,667 (128)	4,874 (403)	1,676 (191)	3,150 (538)

※総計の実人数は項目内の実人数を計上しているため、項目の合計とは異なる。

(4) ケース会議への参加

- ア 要保護児童・DV対策協議会 個別ケース検討会議 10回
- イ 長期療養児 7回
- ウ 愛知県三河青い鳥医療療育センター施設支援一般指導事業 7回
- エ 聴覚障害乳幼児の療育にかかわる情報交換会 1回
- オ 保育園等入園検討連絡会 1回

(5) 訪問看護情報提供書の受理

年間835件（19訪問看護ステーション）

2 地区組織活動支援

「こどもネット六ツ南」

実施日 7月12日、12月12日、2月6日

場所 岡崎市立六ツ美南部小学校

参加機関 医師、主任児童委員、民生・児童委員、西三河児童・障害者相談センター、岡崎市健康増進課・家庭児童課、中島保育園長・六ツ美南保育園長・ながら幼稚園長、岡崎平和学園代表者、六ツ美中学校長、六ツ美南部小学校長、六ツ美南部小学校教頭、小・中学校いじめ・長期欠席対策担当教員

3 長期療養児療育指導事業

(1) 目的

児童福祉法第19条第2項の規定に基づき、疾病により長期にわたり療養を要する児童等の健全な育成を図るため、療養生活における支援を実施する。

(2) 対象

ア 長期療養を要する子とその保護者・関係者

イ 愛知県が実施するタンデムマス法を用いた先天性代謝異常等検査事業にて、保健所に情報提供のあった先天性代謝異常児

(3) 内容

長期療養上の不安や悩み等の相談及び支援を行う。人工呼吸器を使用している児については、災害時個別支援計画を作成する。特に、先天性代謝異常等検査事業で把握した児については、主治医と連携し療育支援を実施する。また、対象児の療養生活に必要な情報提供を行う。

(4) 従事者

保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士

(5) 実施状況

ア 訪問状況

(単位：件)

区分	実件数		延べ件数		災害時個別支援計画 作成件数	
		小慢対象		小慢対象	新規作成	作成総数
R 2 年度	8	4	8	4	2	
R 3 年度	25	11	45	23	5	
R 4 年度	23	9	30	16	2	
R 5 年度	24	13	46	24	5	16
R 6 年度	19	9	25	13	6	18

イ 個別ケース会議

長期療養児の地域での支援方針を関係機関と検討する。

令和 6 年度 7 回（退院時サービス調整会議を含む）

ウ 先天性代謝異常等検査事業からの支援児の状況

(単位：人)

年度	人数	疾患
R 2 年度	—	—
R 3 年度	—	—
R 4 年度	1	先天性甲状腺機能低下症
R 5 年度	—	—
R 6 年度	—	—